

筑波大学山岳科学センターと上田市との連携に関する協定書

令和元年8月28日

筑波大学山岳科学センター（以下「センター」という。）と上田市は相互の連携及び協力により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学

山岳科学センター長

石田 健一郎
印

長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市

上田市長

土 田 一郎
印

（目的）

第1条 本協定は、センター及び上田市（以下「両機関」という。）が相互の連携及び協力により、上田市における地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、両機関のいずれからも協定の終了、見直し等の申出がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（細目）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両機関で各自1通を保有する。